

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請 Q&A

仙台市を除く県内全域（接待を伴う飲食店、酒類の提供する飲食店）

R3.5.6現在

NO	区分	質問	回答
1	対象施設	対象施設が仙台市とそれ以外の市町村で異なる理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・本県への「まん延防止等重点措置」の適用が決まり、対策本部会議で、重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）として仙台市が指定されました。 ・措置区域では、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対して営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請を行うこととされていることから、仙台市内の飲食店を対象としたものです。 ・一方、措置区域以外の区域では、感染状況等に応じて、営業時間の短縮の要請を行うこととされていることから、仙台市以外の市町村における感染者数等の状況を踏まえ、対象施設を「接待を伴う飲食店」、「酒類を提供する飲食店」としたものです。
2	対象施設	対象となる店舗（業種又は業態）は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・「接待を伴う飲食店」、「酒類を提供する飲食店」いずれも、食品衛生法の営業許可を取得して営業している店舗が時短要請の対象になります。 ・「接待を伴う飲食店」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設が対象となります。 ・いずれも、従来から21時～翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗が要請対象となります。 ・従来から5時～21時の時間の範囲内で営業を行っている店舗は要請対象外です。
3	対象施設	「接待を伴う飲食店」、「酒類の提供を行う飲食店」を時短要請の対象とした理由は。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の分科会で「飲酒を伴う懇談会等」や「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒」等の感染リスクが高いことが指摘されていることから、酒類の提供を行う飲食店等にたいして時短要請を行うこととしたものです。
4	対象施設	主に料理を提供しており、酒類提供はごくわずかであっても時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供がある場合は要請対象となります。
5	対象施設	酒類を提供していないカラオケ店は、時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外です。
6	対象施設	ノンアルコールのビールやカクテルは酒類に含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含まれません。
7	対象施設	ホテルのレストランは営業時間短縮要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、21時から5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば要請対象となります。
8	対象施設	テイクアウトや宅配サービスは対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトや宅配サービスは要請対象外です。
9	対象施設	21時を超えて営業していた要請対象の店舗が、21時から5時までの間、テイクアウトや宅配サービスのみで切り替えて営業してもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、21時以降、酒類を提供していた店舗が21時から業種形態を変えてテイクアウトや宅配サービスのみを行う場合は、21時から5時まで営業しても構いません。（21時までには要請対象の店舗は閉めていることから協力金の対象になります。）

10	対象施設	百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は対象となるか。	・テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、21時から翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗は要請対象となります。
11	時間	21時までの時短営業とは、具体的にどういった状態のことをいうのか。	・21時には閉店し、お客様がいない状態です。そのため、21時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。
12	時間	21時までに営業を終了しなければいけないのか。それとも、酒類提供だけを止めればよいのか。	・酒類の提供だけでなく、営業を終了していただく要請です。
13	時間	「酒類を提供する飲食店」が要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は21時以降も営業を続けられるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、酒類を提供していた飲食店が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は、要請対象外とし、21時以降も営業が可能です。ただし、21時以降も営業した場合、協力金の対象にはなりません。カラオケ店も同様です。 ・また、従来、酒類を提供していた飲食店が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととし、営業時間も21時までとした場合は、協力金の対象になります。カラオケ店も同様です。 ・ただし「接待を伴う飲食店」は終日、酒類を提供しないこととした場合でも、21時までの営業時間としていただくようお願いします。
14	時間	「接待を伴う飲食店」が終日酒類を提供しないこととした場合は、21時以降も営業が可能なのか。	・「接待を伴う飲食店」は、終日酒類を提供しないこととした場合でも、21時までの営業時間としていただくようお願いします。
15	協力金	時短要請に協力した場合、協力金などは支給されるのか。協力金の詳細はどうか。	・支給要件を満たした場合には支給します。協力金は市町村が支給事務を行います。現在、申請受付に向けて準備中です。協力金の詳しい内容は、今後、市町村のホームページ等でお知らせすることとなりますので、お待ちいただければと思います。
16	その他	営業時間短縮の協力要請の根拠は何か。	・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいた協力要請です。
17	その他	要請に従わない場合、罰則等はあるのか。	・罰則等はありませんが、感染拡大防止の趣旨から御協力をお願いします。